

花巻市営建設工事請負契約に係る最低制限価格事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する設計額が130万円を超える工事の請負契約とする。

(最低制限価格の算出方法)

第3 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書等に基づき、次に掲げる額の合算額に、変動係数を乗じて得た額（百円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その額は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を下限とし、10分の9.2を乗じて得た額を上限とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(変動係数の作成と保管)

第4 最低制限価格の変動係数は、パソコンにおけるランダム関数により、契約管財課長及び教育企画課長（以下、「契約担当課長」という。）が無作為に抽出して決定するものとする。

2 契約担当課長は、作成した変動係数算出表を封書にし、契約担当課の鍵付保管庫に保管しておくものとする。

(入札準備及び最低制限価格の決定)

第5 変動係数算出表は、入札執行日に契約担当課長が鍵付保管庫から取り出し、入札執行者到手渡すものとする。

2 入札執行者は、封書にした変動係数算定表を開札場所に置き、開札と同時に開封し、第3条の規定により最低制限価格を決定するものとする。

(落札者又は落札候補者の決定)

第6 入札執行者は、開札の結果、最低制限価格未満の価格により入札した者にあつては、失格と判定するものとする。この場合において、最低制限価格未満の価格により入札した者は、再度の入札には参加できない。

2 入札執行者は、予定価格以下の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最も低い価格の者を落札者又は落札候補者と決定する。

(資料等の適正管理)

第7 契約担当課長及び契約業務に関わる者は、入札・契約業務に関し知り得た情報を他に漏ら

してはならない。契約管財課から他の部署へ異動した後も同様とする。

- 2 入札・契約業務に関する情報を記録した資料は、作業場所等からの持ち出しを禁止し、契約担当課内で適正に管理を行うこととする。

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年6月22日から施行し、平成28年7月1日以降に行う入札から適用する。

(花巻市変動型最低制限価格制度試行要領の廃止)

- 2 花巻市変動型最低制限価格制度試行要領は、平成28年6月22日をもって廃止する。ただし、廃止日までに現に公告又は指名通知を発している工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降に行う入札から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降に行う入札から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。